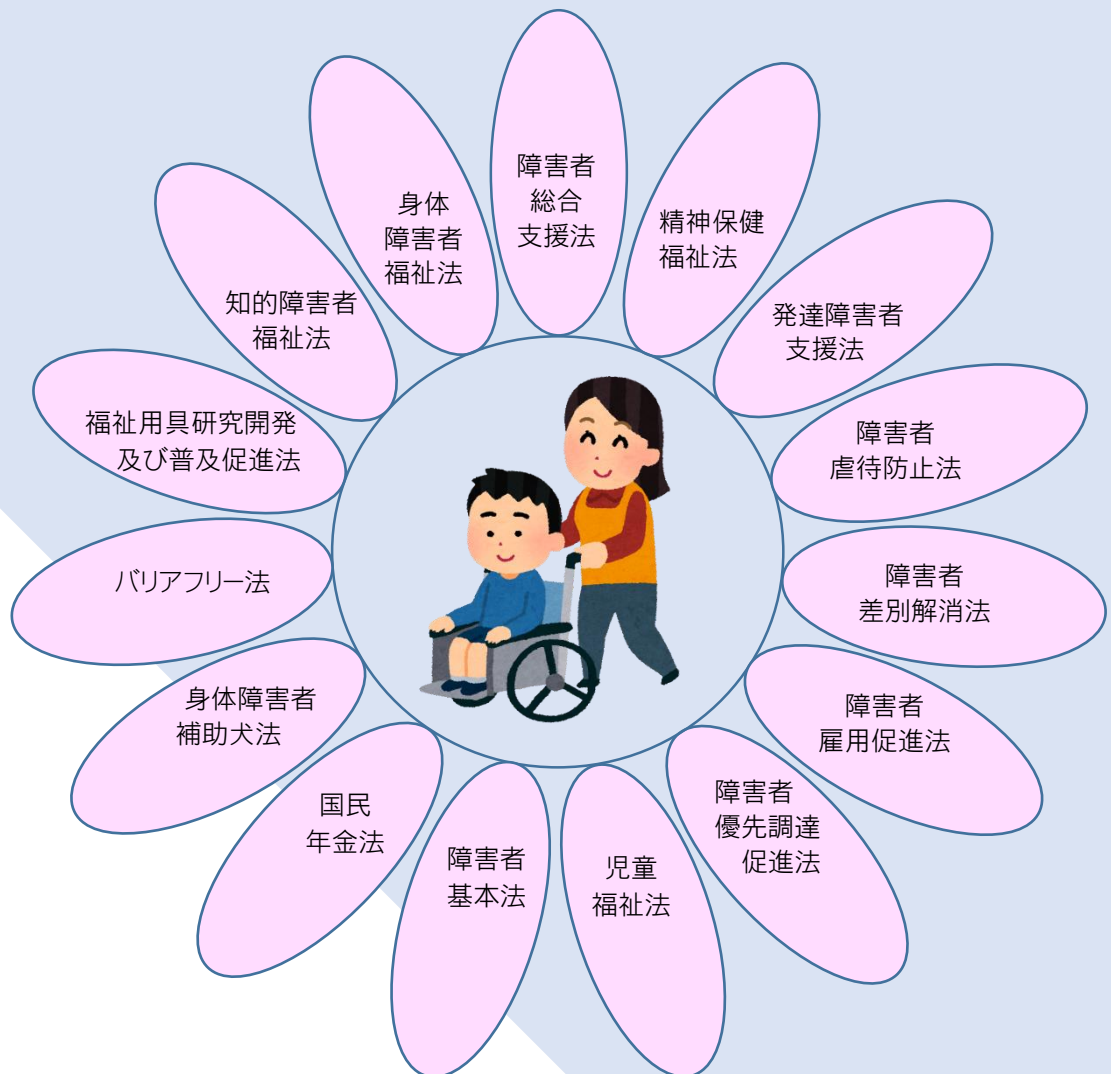


【4】障害



1. 概要

障害者(児)とは、身体障害や知的障害のある人、発達障害を含めた精神障害のある人、その他障害のある人で、障害や社会的障壁によって暮らしにくく生きにくい状態が続いている人です。

現在、身体障害者や知的障害者のみでなく、精神障害者や難病による障害のある人は「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(略称:障害者総合支援法)」の障害福祉サービスを利用して、就労の支援が受けられたり、自宅での生活ができるようにサポートを受けられるようになり、発達に支援が必要な児童は「児童福祉法」のサービスを利用して、地域で自分らしい生活を送ることができるように制度や社会環境は整ってきています。

日本人であっても外国人であっても、障害があっても、自らの意思で自らが望む暮らしを選択し、主体的に生きていくことは全ての人に与えられた共通の権利です。さまざまな「社会的障壁」を除去することにより、自分の持つ能力や生きる力を十分に発揮し、自ら望む暮らし方を選択し自己実現できるように支援していくことが求められています。

2. 主な相談窓口

相談内容		相談窓口	関連する制度・サービス等
障害のことに ついて相談 したいとき	障害全般、手帳や障害福祉サービス申請について	市区町村役場	①～⑬ P.24「児童扶養手当」
	障害者総合相談、専門相談について	障害者基幹相談支援センター、市町村委託相談支援事業所	
	子どもの障害について	市区町村役場、市町村の保健センター(または保健所)	⑬-17～⑬-19
年金について 相談したいとき	障害年金の相談	市区町村役場、年金事務所	⑧
こころの健康について 相談したいとき	・精神保健福祉相談 ・メンタルヘルス相談	保健所、精神保健福祉センター	一部の市の保健所では③、⑤～⑦、P.105「医療」
障害がある人の就労 について相談 したいとき	一般就労の相談について	ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	P.61「障害者の就労について」
	福祉的就労申し込みについて	市区町村役場	⑬-11、12
権利擁護や財産 保全、金銭管理の 相談をしたいとき	日常生活自立支援事業、その他権利擁護にかかわることについて	社会福祉協議会、名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター	
	成年後見の相談	市町村の成年後見センター	P.67「成年後見制度」
障害者の虐待や 差別について 相談したいとき	虐待に関する相談	市区町村役場、市町村の障害者虐待防止センター	
	差別に関する相談	市区町村役場、愛知県福祉相談センター(身体障害、知的障害)、愛知県精神保健福祉センター(精神障害)、名古屋市障害者差別相談センター、みんなの人権110番(TEL:0570-003-110)、外国人人権相談ダイヤル(→P.104)、外国人インターネット人権相談受付窓口(→P.104)	

3. 関連する制度・サービス等

◆ 障害者手帳

障害者手帳は、障害があることを証明するものです。障害があるからといって、必ず取得しなければならないものではありませんが、障害に関する手当や税金の軽減などのサービスを受けるためには、多くの場合、手帳があることが条件になります。

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
①身体障害者手帳	病気やけが等によって身体に障害が永続的に残った場合に申請ができる。各種の福祉制度を利用するために必要。等級は、重い方から1～6級。障害の内容が記載されている。	市区町村役場	身体障害者福祉法	国籍要件なし。在留資格、在留期間による(→P.16)	
②療育手帳(名古屋市では愛護手帳)	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、何らかの援助を必要とする場合に申請ができる。各種の福祉制度を利用するために必要。等級は、重い方からA～Cで、名古屋市は1～4度。	市区町村役場	知的障害者福祉法	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	
③精神障害者保健福祉手帳	精神疾患により日常生活または社会生活への制約がある場合に申請ができる。2年更新。等級は、重い方から1～3級。	市区町村役場、保健センター(または保健所)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	

◆ 医療費の負担軽減

障害者総合支援法に基づく「自立支援医療」により、身体障害者(児)または精神障害者は障害および医療の内容に応じて、健康保険等の医療費の自己負担分の軽減(3割→1割)を受けることができます。

また、障害がある人で、市町村の障害者医療費助成制度の対象となる場合は、医療費の自己負担分の全部または一部が公費で助成されます。

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
④自立支援医療(更生医療)	身体障害者手帳をもつ18歳以上の人を対象。	市区町村役場	障害者総合支援法	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	公的保険未加入者は対象外※
⑤自立支援医療(育成医療)	身体に障害のある18歳未満の児童および将来の自活に支障となる身体的不自由を残すおそれのあると認められる18歳未満の児童が対象。	市区町村役場、保健センター(または保健所)	障害者総合支援法	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	公的保険未加入者は対象外※
⑥自立支援医療(精神通院医療)	精神的な病気で精神科などに通院している人が対象。	市区町村役場、保健センター(または保健所)	障害者総合支援法	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	公的保険未加入者は対象外※
⑦障害者医療費助成制度	障害のある人の医療費の自己負担分を公費で助成する市町村の制度。対象者や助成の範囲等は市町村によって異なる。	市区町村役場		国籍要件なし。在留資格、在留期間による	公的保険未加入者は対象外

※生活保護受給者は対象

◆ 障害に関する年金・福祉手当

いずれの手当も、障害の状態によって支給可否があります。また、所得制限もあります。障害年金は医師の診断書が必要で、手当てによっても必要となることがあります。

名称	概要	問合せ先	根拠法	外国人の適用	備考
⑧障害年金	障害や病気によって日常生活や労働に制限がある人を対象とした年金。	市区町村役場、年金事務所	国民年金法、厚生年金保険法	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	P.33「年金制度」
⑨特別児童扶養手当	20歳未満の障害がある子どもを監護している父母または養育者に支給される。	市区町村役場	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	
⑩特別障害者手当	20歳以上で精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある人に支給される。	市区町村役場	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	
⑪障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある子どもに支給される。	市区町村役場	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	
⑫愛知県在宅重度障害者手当	在宅の重度障害者に在宅重度障害者手当を支給することにより、これらの人の福祉の増進を図るもの。	市区町村役場	愛知県在宅重度障害者手当支給規則	国籍要件なし。在留資格、在留期間による	

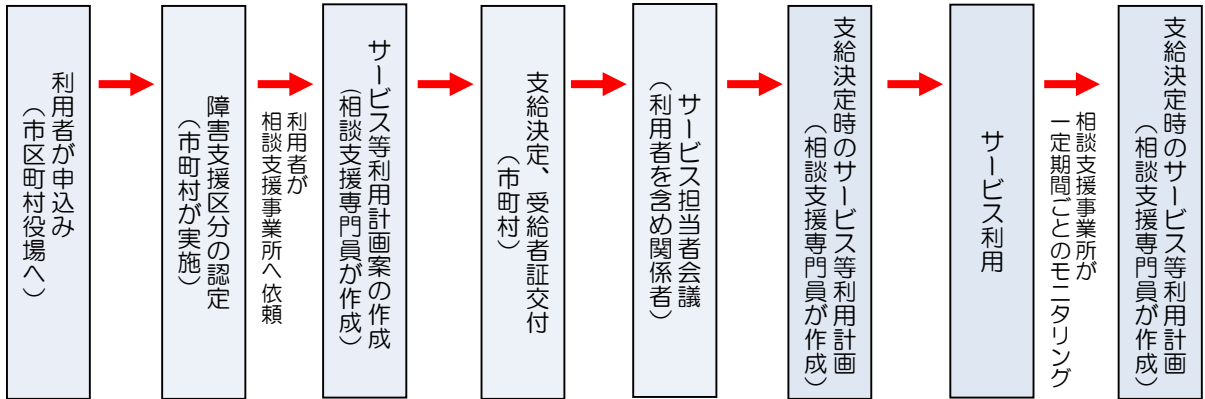
◆ 障害福祉サービスの種類

障害福祉サービスは、障害のある人が地域で生活ができるよう、必要な支援の度合いや生活状況もふまえて、個別に支給決定されます。手続きの窓口は、市町村にある障害福祉の担当窓口です。利用の仕方も含めて相談しましょう。

分類	福祉サービス	内容
介護 給付	⑬-1 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、ヘルパーが入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	⑬-2 重度訪問介護	重度の肢体不自由者または知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	⑬-3 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行う。
	⑬-4 行動援護	知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	⑬-5 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	⑬-6 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	⑬-7 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。
	⑬-8 生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。
	⑬-9 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
訓練等 給付	⑬-10 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	⑬-11 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。（→P.61）
	⑬-12 就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。（→P.61）
地域相談 支援給付	⑬-13 共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には介護サービスも提供する。
	⑬-14 地域移行支援	施設に入所または長期間精神科に入院している人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行う。
地域生活 支援事業	⑬-15 地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図る。
	⑬-16 地域生活支援事業	都道府県や市町村が実施する福祉サービス。市町村の創意工夫によって柔軟に実施されている。 相談支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具、地域活動支援センター、福祉ホームなどがある。
児童福祉 法のサー ビス	⑬-17 児童発達支援	在宅の障害児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。（→P.63）
	⑬-18 放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。（→P.63）
	⑬-19 保育所等訪問支援	保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童および保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導を行う。

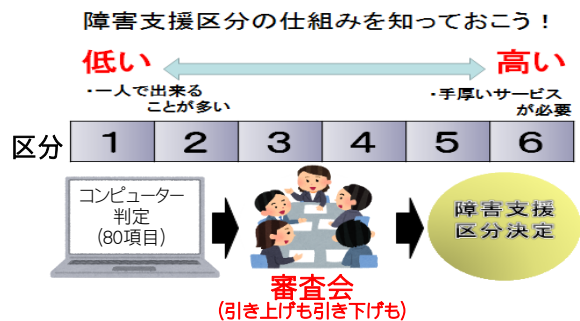
◆ 障害者総合支援法による障害福祉サービス利用の流れ

サービスの利用を希望する人は、市町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。申請には生活上の困り事をきちんと把握できるように必要に応じて通訳を利用しましょう。利用者は「サービス等利用計画案」を相談支援事業所で作成し、市町村に提出します。市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。相談支援事業所は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。サービス事業者等との連絡調整を行い、最終的に利用する「サービス等利用計画」を作成します。サービス利用が開始されます。



◆ 障害支援区分のしくみ

障害支援区分は障害福祉サービスの中でも「介護給付」を利用するときに必要な区分です。認定調査員が聴き取りをし、医者からの診断書を取り寄せて、市町村審査会というところで決定します。聞き取り調査の際には、生活上の様々な細かい聞き取りが必要になるため、通訳が必要です。



4. 外国人対応のポイント

◆ 専門用語をわかりやすくかみ砕き、ルールをきちんと伝える

障害のある人には障害福祉サービスだけでなく、医療、療育、教育など、他の様々な制度もあります。理解しにくい専門用語や制度が多いので、外国人には特に説明の工夫が必要です。通訳を利用する場合には、通訳者にも制度などを理解してもらっておくことが必要になります。

そのサービスでできないこととできることの線引きを明確に伝えましょう。また、面談等のキャンセルはわかり次第前日までに行うことなど、約束やルールやマナーは細かく伝えましょう。伝えておかないとトラブルのもととなることがあります。

◆ 障害の受け止め方に対する配慮

国籍にかかわらず本人の価値観によって障害の受容に差はありますが、外国人の場合、その国の障害者への考え方も影響があります。例えば、多様性を尊重する国民性かどうかでも、障害に対する受け止め方が異なります。また、リハビリや療育に取り組む気持ちにも影響があります。母国の文化も含めた背景を理解し、寄り添った支援をしましょう。(→P.84～93)

◆ 申請主義に対する配慮

障害福祉サービスや障害年金など障害者の制度は、申請をしないと利用ができません。手帳取得時に様々なサービスを勧められる場合もありますが、基本的には自分で申請をすることが必要です。しかし、言語の壁があったり、どのような制度があるかの理解ができていなかったりして、サービスを利用する機会を逃してしまうこともあります。機会があるごとに制度の説明をすると良いでしょう。

相談者: ブラジル人35歳 対応者: 外国人相談窓口



働くために来日した35歳のブラジル人ですが、精神疾患を発症してしまいました。今は生活保護を受給しながら生活していますが、生活保護の担当者から帰国を勧められました。しかし、親はずでに亡くなっており、ブラジルにも日本にも頼れる人はいません。私は日本で働きながら暮らしていきたいと思っています。でも、病気もあって思うようにいかないの、受けられるサポートはありますか。



- ◆ 精神障害者の特性を理解して支援をしましょう。
- ◆ 生活や医療、就労の面でのサポートが利用できる場合もあるので、病院のソーシャルワーカーなどに相談するよう伝えましょう。
- ◆ 生活保護はあくまで自立するまでの緊急的支援であることを伝えた上、今後の生活については、関係機関も交えて、本人にとってもっともよい方法を一緒に考えるようにしましょう。
- ◆ 障害者の就労支援の制度には、いろいろな相談窓口などがあります。上手に活用しましょう。

精神障害について

精神障害とは、精神疾患のために日常生活や社会生活がしづらくなることを言います。精神疾患は誰でもかかりうる病気です。その原因は正確には不明ですが、文化の違いや対人関係などのストレスなどにより、精神疾患を発症する外国人は少なくありません。

精神疾患には、統合失調症、双極性障害（躁うつ病）、てんかん、アルコールや薬物依存症などがあります。ここでは代表的な疾患である統合失調症について、説明をします。

◆ 統合失調症の人の障害特性

- ストレスに弱い
- 目標の立て方が現実的でないことがある
- 社会生活能力に乏しい
- 新しいこと、知らないことに対する極度の不安と緊張がある

統合失調症は、最近では良い治療薬もでき、適切な治療を継続することにより、症状が安定し回復する病気です。ただし、継続的に受診し服薬する必要があるなど、医療とのつきあいは長く続きます。医療ソーシャルワーカーや精神科ソーシャルワーカーに相談し、状況にあった機関につなげてもらうとよいでしょう。

日本に残るか、帰国するか…？

自立した生活が難しい外国人は、関係者から帰国を勧められる場合があります。しかし、長年日本で暮らしている外国人の中には、帰国しても母国の環境に適応しにくかったり、親類などの身寄りが無かったりして、かえって病状が悪化することもあります。

とはいえ、日本で暮らすことも簡単ではありません。ただでさえ、外国人が日本で働くということは、ことばや文化の違いなどからストレスがたまりやすい環境にありますし、この事例の場合、生活保護を受けているということは現段階で不安定な状況にあるといえます。仕事先を見つけることも容易ではないでしょう。日本で暮らすことにもメリット、デメリットがあることを本人に考えてもらうことが必要です。

相談窓口の担当者として大切なのは、障害に関する専門機関と連携すること、外国人だからと「帰国」を決めつけないこと、本人の気持ちに寄り添いながらも状況を客観的にとらえて本人に理解してもらうよう丁寧に説明すること、その上で、どうすることが本人にとってよいのか一緒に考え、最終的には本人が納得の上選択できるよう支援することでしょう。

生活面の支援

就労し、継続していくためには、健康医療面が整い、日常生活管理や基本的な生活のリズムが整っていることが必要になりますし、帰国することを決めたとしても、その準備が整うまでの当面の生活を確保する必要があります。障害の程度によっては、日常生活の食事、掃除、洗濯、入浴などができなくなることもあります。そのような場合は、日常生活を支えてもらうサービスを利用することもできます。

相談支援機関や障害者就業・生活支援センターに相談をして、適切な障害福祉サービスなどのサポートを受けられるようにするとよいでしょう。

障害者の就労について

就労をするときには、受診で仕事を休むことがあることなども職場に伝え、理解をしてもらうことが望ましいです。しかし、本人自身も障害特性により自分のペースを考えることが難しく、治療段階であるにもかかわらず、急にフルタイムで働いたり、長時間残業をしたりして、仕事があまく続かないようなこともあります。外国人コミュニティで紹介された仕事に就き、会社から障害に対する理解を得られず離職を繰り返す人もいます。就労については、必ず医師に相談をして、無理なく段階的に働くことができるように伝えましょう。

本人の希望や状況によって必要なサポートが変わってきますので、適切な相談支援機関に相談するようにしましょう。ただし、いずれも基本的に日本語での対応となります。

① ハローワーク

就職を希望する障害者の求職登録を行い、職業相談・紹介、職場定着指導等を行います。障害者として企業に雇用されたときには、「特定求職者雇用開発助成金」が企業に支給されます。

② 地域障害者職業センター（愛知県内には本所と支所の2か所あります）

職業カウンセラーやジョブコーチが配置されており、障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を行います。

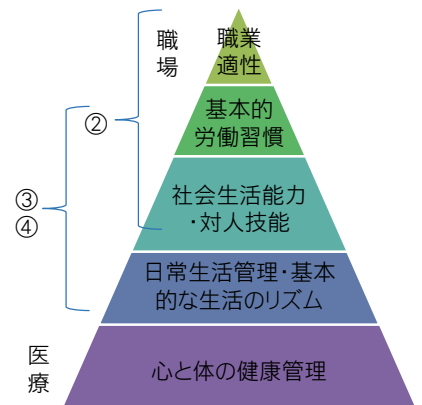
③ 障害者就業・生活支援センター（愛知県内には12か所あります）

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面および生活面における一体的な相談支援を行います。

④ 障害者総合支援法による訓練等給付

就労移行支援、就労継続支援があります。就労移行支援は、一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を行います。就労継続支援は一般企業などで就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力向上のために必要な訓練を行います。

なお、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。



就業準備性のピラミッド

出典：平成29年度版就業支援ハンドブック（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）



生活と就労の支援の充実に向けて

平成30年4月から、障害者総合支援法による新しいサービスが始まります。

サービス名	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス

発達の遅れのある子どもと親への支援

障害特性、障害福祉サービス

相談者：中国人女性 対応者：外国人相談窓口



夫とともに中国籍で、保育園の年少の娘がいます。
保育園で発達の遅れを指摘されました。一生懸命子育てをしましたが、なかなか思うようにしつけできません。どうしたら上手く育てられるのでしょうか。



この相談内容では、子どものどのような点が発達の遅れと指摘されたかなど、状況がよくわからない上、子育てに悩んでいるということは理解できても、この相談者がどうしたいのかがよくわかりません。相談者の気持ちに寄り添いながら、次のことを確認し、対応しましょう。

- ◆ 保育園ではどのような様子なのか、どのように指摘されたのか？
- ◆ 思うようにしつけができないと思うのは、具体的にどういうことか？
- ◆ 相談者はどうしたいのか？ どうすれば安心なのか？

本当に問題あり??

この事例の場合、本当に子どもの発達に問題があるかどうかを確認することが必要です。外国人の子どもの場合、言葉がわからないことで、知的障害や発達障害と周囲に勘違いされることがあります。集団生活において言葉が理解できないなどの環境により、集中力がない、暴力的になるといった行動が現れることがあり、その様子が発達障害の症状と似ているため、障害があると思われることもあります。

また、夫婦とも中国籍なので、保育園の話が正確に伝わらなかったことも考えられますし、外国での子育てということで必要以上に不安になっているかもしれません。「子どもの発達段階は様々」ということを専門家から聞けば安心するかもしれませんが、同じ子育てをしている親同士で気軽に話せる場を紹介すれば不安がなくなるかもしれません。(→P.22)

相談者の意向を確認しながら、必要に応じて保育園や専門機関とも連携し、状況を把握することがまずは大切でしょう。

子どもの発達に心配があるときは

状況を確認した上で、やはり発達に心配がある場合は、保健センターや市区町村役場、児童相談所(→P.29)などに相談をしましょう。大切なのは、障害があるかないかではなく、その子どもにとってどのような対応が必要なのかをいろいろな方向から考えることです。適切な対応をすることによって、子どもの成長にも良い影響があります。保護者の思いも受け止めながら、「子ども自身が一番良い対応をすること」を一緒に考えるとよいでしょう。

子どもへの支援と同時に、親への支援も考えなければいけません。親が子どもの発達の遅れや偏りに気づかなかつたり、受け入れられなかつたりすることもよくあります。発達の遅れは、他の子どもと比較したり、一緒に遊ぶ中で発見されることが多いからです。また、外国人の子どもの場合、「ことばが通じないため」と決めつけられて、発達の遅れを見過ごされてしまうこともあります。

親が気がついていない段階で、子どもの発達の遅れを伝えることは非常に難しいです。障害の受け止め方は様々なので、伝え方によって保育士や教師などが話すことに誤解が生じることもあります。通訳を利用する場合特にそのリスクが高まるため、どのように伝えるかを通訳者と事前に打ち合わせをするとよいでしょう。

障害の受容

わが子に障害があるということを受け入れることは、その人の生き方や価値観などに大きく影響され、障害受容ができるか、どのくらい時間がかかるかなどは個人差が大きいです。

外国人の場合は、障害の受け止め方が、母国の障害者に対する考え方や宗教的な価値観などにも影響を受けることが多いです。例えば、受験戦争が熾烈な国で育ってきた親は、受験の成功が人生の成功という将来像が崩れることで将来を悲観してしまったり、診断名ばかり気にして情報に振り回されてしまったりすることがあります。国の背景も考慮に入れるとよいでしょう。(→P.84～93)

障害の告知は、基本的には医師が行いますが、そのタイミングや告知の仕方は医師の判断になります。告知された後も、これからの子どもの発達や成長に目を向けるよう、対応しましょう。

障害がある子どもの親への支援

障害がある子どもの親は、孤立しやすい傾向にあります。子どもへの接し方の悩みを抱えるだけでなく、他の子どもと比較して落ち込んでしまうこともあります。周囲の人たちに、子どもが落ち着きがなかったり暴力的な行動をしてしまったりすることが理解されにくく、公園などで他の子どもたちと一緒に遊ぶことが難しい場合もあるため、親同士の交流ができにくいといったこともあります。

そのため、保健センターで開催されている障害のある子どものための教室や療育機関の親子通園などで、障害のある子どもの親同士のつながりを作る取り組みがされています。また、市町村の相談支援機関に当事者の会などの紹介をしてもらうこともできます。しかし、外国人の場合は、言葉や文化の違いで、そういった場に参加しても、疎外感を持ってしまうことがあります。溶け込むまでは、通訳に同席をしてもらったり、専門職が間に入って配慮をしたりしましょう。

療育や障害福祉サービス

障害がある子どもは、市町村の支給決定をうけて児童発達支援、放課後等デイサービス(→P.58)などの療育を受けることができます。活用する方法については、相談支援機関と相談をして決めましょう。地域によっては、外国語の通じる放課後等デイサービスもあります(→P.107)。

また、家庭内で保護者だけでは介護が難しい場合などは、居宅介護などの障害福祉サービス(→P.58)を利用する方法もあります。ただし、利用できるかどうかは、子どもの障害状況だけでなく、家庭内の状況も勘案されます。個別に相談支援機関や市区町村の窓口で相談をしてみましょう。



言葉や国がちがっても仲良くなれる！障害者スポーツ

障害者スポーツとは、それぞれの能力を活かして競技できるように、独自のルールが決められたスポーツです。障害の種類や程度は人によって異なりますが、道具やルール、テクニックを工夫することでいろいろなスポーツをすることができるのです。

陸上や車いすテニス、7人制サッカーなど一般の競技のルールを変えて行われる競技、ボッチャやゴールボール(ともに球技)など障害者スポーツならではの競技もあります。

2020年の東京パラリンピックでは、新たな競技としてバドミントンとテコンドーが採用され、全22の競技が実施されます。パラリンピックだけでなく、デフリンピック、スペシャルオリンピックス、精神障害者バレーボール大会など様々な障害のある人に向けて、国内外で多くの大会が開催されています。

愛知県では、愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター(障害者福祉・スポーツ部)が、名古屋市では、名古屋市障害者スポーツセンターが、障害者スポーツ教室や障害者スポーツ大会などを開催しています。また、愛知県内の障害者スポーツクラブ・サークルは愛知県社会福祉協議会福祉生きがいセンター(障害者福祉・スポーツ部)のホームページの障害者スポーツクラブ紹介で案内されています。

発達障害について

子どもの発達はそれぞれです。基本的な知識をもちながらも、決めつけることはしないで、必ず専門家につなげるようにしましょう。

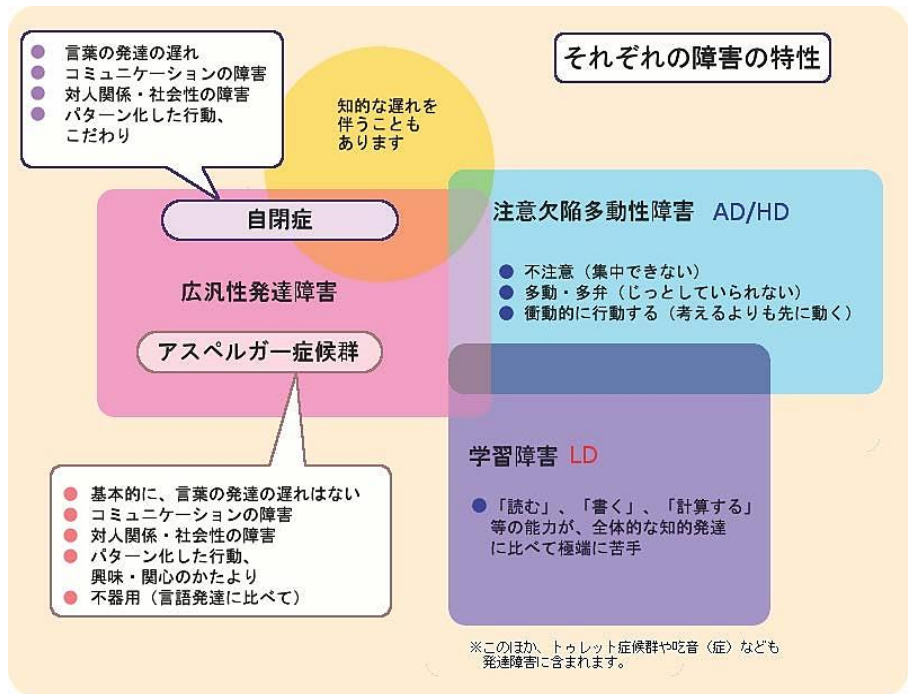
発達障害は、全般的な知的発達に遅れはないため、誤解されることもあります。親の育て方や本人の努力不足が原因になるものではありません。脳の機能障害によって生じるもので、自閉症などの広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害、学習障害などがあります。

発達障害のある人と接するとき、視覚的な情報のほうがわかりやすい人が多いので、マークの形や色などはなるべく統一し、誰でもわかりやすいように表記するなど工夫するといいいでしょう。

また、本人に見通しがもてるような支援をすること、一度決めたら変更が難しい人が多いこと、「～しないでください」という否定語ではなく「～しようね」と言うような声かけが必要だということを頭に入れて、支援をしていくことが必要です。

また、発達障害の診断のみで判断するのではなく、どういう特徴があってどう接すると良いかを統一することが大切です。本人の発達のでこばこに注意して、苦手なことは周囲の人に理解してもらってサポートを受けられたり、得意なことは伸ばしていけるような環境づくりをしていきましょう。

【発達障害概念図】



出典：発達障害情報・支援センターホームページ「発達障害とは」

◆ 主な発達障害

(1) 自閉症などの広汎性発達障害

特性として「社会性・コミュニケーションの障害」や「興味、活動の範囲が狭く、パターン化した行動やこだわりが強いこと」が挙げられます。また、ざわざわした環境が苦手、大きな音を怖がる、身体に触られることが苦手、といった感覚の敏感さや、逆に痛みや疲れを感じにくいといった感覚のにぶさなどの問題がある場合があります。

(2) 注意欠陥多動性障害

集中できない、うっかりミスが多いといった「不注意」、しゃべりすぎる、待つことが苦手で動き回る、じっとしてられないといった「多動」、考えるよりも先に発言や行動を起こしてしまうといった「衝動性」といった特徴があります。

(3) 学習障害

全般的な知的発達に遅れはないのに、「読む」「書く」「計算する」などの特定の能力に著しい困難がある状態をいいます。